

第26号議案

春日西多目的広場公園の区域外設置に関する協議の一部を変更する協議
について

上記について、別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市が区域外(那珂川市)にわたって設置する春日西多目的広場公園の面積を変更することに伴い、当該施設の設置に係る協議事項の変更について那珂川市と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により市議会の議決を求めるものである。

春日西多目的広場公園の区域外設置に関する協議の一部を変更する協議
について

春日西多目的広場公園の区域外設置に関する協議(令和5年9月26日議決)の一部を変更することについて、次のとおり那珂川市と協議する。

協議事項第1中「135.53平方メートル」を「3,390.87平方メートル」に改める。

この協議による変更後の協議事項は、面積変更後の施設の供用開始の日から適用する。